

日EU・EPA交渉の大枠合意に伴う 北海道における影響と必要な対策

中間取りまとめ

**平成29年9月
北 海 道**

目 次

I 日本市場へのアクセス（輸入）

1 農林水産品

(1) 豚肉、牛肉	2
(2) 乳製品	
① 脱脂粉乳・バター、ホエイ	3
② チーズ	4
(3) パスタ	5
(4) 林産物（製材・集成材）	6
(5) 水産物	7
(6) 酒類（ワイン）	8

II EU市場へのアクセス（輸出）

1 農林水産品

(1) 水産物	9
(2) 畜産物	10
(3) 酒類（日本酒）	11

2 工業製品

(1) 自動車部品	12
-----------	----

<参考> 用語解説

1 中間取りまとめの経緯

日EU・EPA交渉の大枠合意においては、麦や乳製品の国家貿易制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度が維持されるとともに、セーフガード等の国境措置が確保される一方、ソフト系チーズについて新たに横断的な関税割当枠が設定されるなど、本道の農林水産物等の重要品目における関税の撤廃や削減などにより、農林水産業や地域への影響が懸念される。また、関税撤廃による輸出に向けた取組の拡大が期待されることから、今回の合意内容や想定される北海道における影響について中間取りまとめを行った。

2 中間取りまとめ項目

日EU・EPA交渉は、国の説明によると、農林水産物の関税など物品市場アクセスについては合意されているものの、ルール分野については一部継続協議となっている項目がある。

このため、中間取りまとめに当たっては、内容が明らかになった物品市場アクセスについて取りまとめを行うこととし、物品以外の市場アクセスやルール分野については、現状において詳細な情報が少ないため、今後とも情報の収集に努め、その動向を注視していく。

また、物品市場アクセスについても、地域などからの懸念や詳細な情報が少なく更に影響の見極めが必要な品目については、今後ともその動向を注視していくこととし、今回は、北海道への影響が想定される主な品目について取りまとめた。

3 中間取りまとめ方法

国の説明会などを通じて合意内容等の情報収集を行うとともに、本庁各部や各振興局・総合振興局を通じて、地域や関係団体等の意見を伺い、北海道内への影響について中間取りまとめを行った。

<参考> 北海道内における国の説明会（平成29年7月～8月）

7/26	札幌（参加者	157名）	【農林水産省主催】
8/1	北見（参加者	98名）	【農林水産省主催】
8/2	帯広（参加者	165名）	【農林水産省主催】
8/2	釧路（参加者	83名）	【農林水産省主催】
8/31	札幌（参加者	295名）	【外務省、北海道共催】

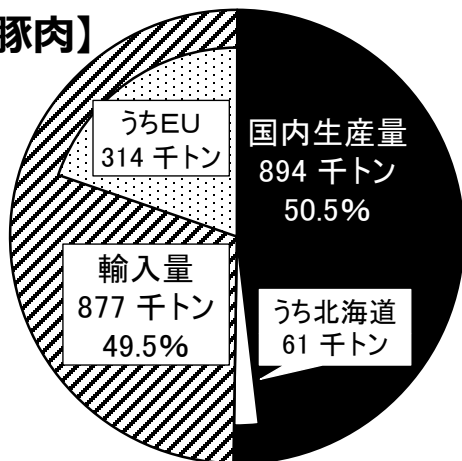
I 日本市場へのアクセス（輸入）

1 農林水産品

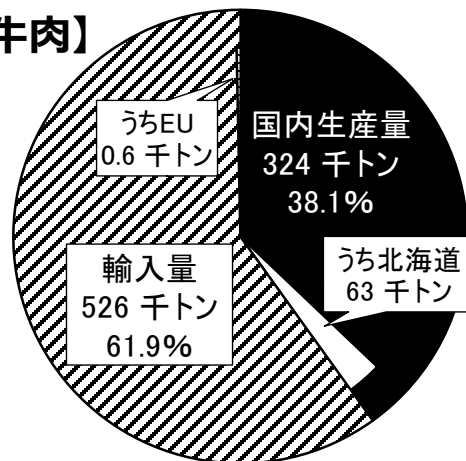
（1）豚肉、牛肉

◆ 国内の需給等の状況

【豚肉】



【牛肉】



◇ 道内の豚飼養戸数	222戸
◇ 道内の肉用牛飼養戸数	2,600戸

《出典》

国内生産量：農林水産省「畜産物流通統計」(H28)

輸入量：財務省「貿易統計」(H28)

※「国内生産量」、「輸入量」ともに部分肉ベース

飼養戸数：農林水産省「畜産統計」(H28)

◆ 今回の合意内容

【豚肉】

- 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持)。
- 長期の関税削減期間(10年)を確保。
 - ・ 安い部位：従量税(最大)… 482円/kg[現行] → 50円/kg[10年目]
 - ・ 高い部位：従価税… 4.3%[現行] → 0%[10年目]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量(従量税削減部分)：
63,000トン[5年目] → 105,000トン[10年目]

【牛肉】

- 長期の関税削減期間(16年)を確保。
 - ・ 関税：38.5%[現行] → 9%[16年目]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量：43,500トン[初年度] → 53,195トン[16年目]

◆ 想定される影響

- 豚肉については、低価格部位の輸入が増加することも考えられることから、需給緩和と国産価格の低下が懸念。
- 牛肉については、EUからのこれまでの輸入実績は極めて少ないが、関税が削減されることから、今後の輸入動向を注視することが必要。

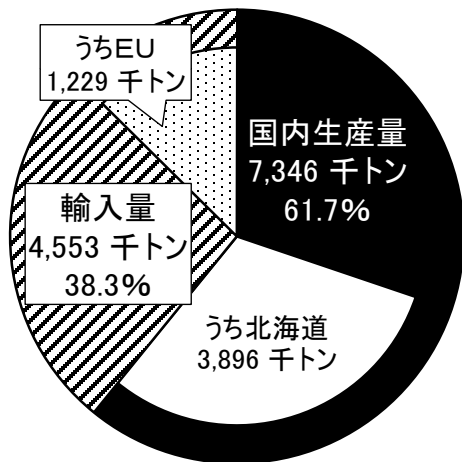
◆ 必要とする主な対策例

- 国産食肉が確実に再生産可能となるような万全の体質強化対策の充実
- 国産食肉の安定供給を図るための経営安定対策(牛・豚マルキン等)の充実

(2) 乳製品

① 脱脂粉乳・バター、ホエイ

◆ 国内の需給等の状況（牛乳・乳製品）



◇ 道内の乳用牛飼養戸数 6,490戸

《出典》

国内生産量：農林水産省「牛乳乳製品統計」等 (H28)

輸入量：財務省「貿易統計」(H28)

飼養戸数：農林水産省「畜産統計」(H28)

◆ 今回の合意内容

【脱脂粉乳・バター】

- 国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定。数量※は、最近の追加輸入量の範囲内。

※ 最近の追加輸入量：H26 … 18.8万トン、H27 … 15.6万トン、H28 … 13.6万トン

- ・ 枠数量(生乳換算)：12,857トン → 15,000トン[6年目]
- ・ 枠内税率(段階的に削減)：
脱脂粉乳 … 25%、35%+130円/kg[現行] → 25%、35%[11年目]
バター … 35%+290円/kg[現行] → 35%[11年目]

【ホエイ】

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25%~45%)について、関税削減に留めた。
 - ・ 枠内税率：25%、35%+40円/kg[現行] → 7.5%、10.5%+12円/kg[11年目]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準。
 - ・ 発動基準数量：2,000トン[初年度] → 8,011トン[21年目]

◆ 想定される影響

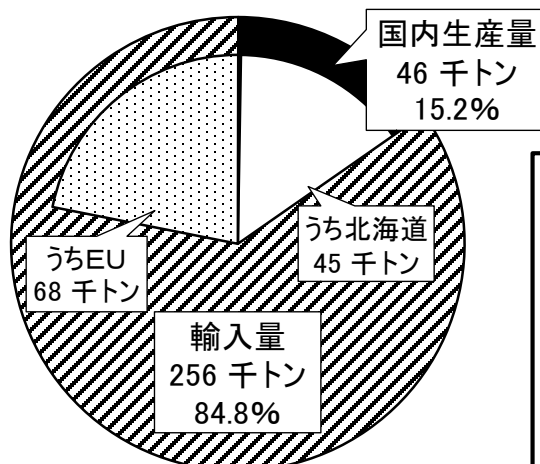
- 脱脂粉乳・バターについては、EU枠の数量に上限はあるものの、安価な脱脂粉乳・バターの輸入が増加すると考えられることから、需給緩和と国産品の価格の低下が懸念。
- 脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイについては、輸入が増加することも考えられることから、脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念。
〔※ 脱脂粉乳・バターは、本道が国内生産の8割以上を占め、生乳需給の調整弁として重要な役割を持っている主要な乳製品〕

◆ 必要とする主な対策例

- 国産乳製品が確実に再生産可能となるような万全の体質強化対策の充実
- 国産乳製品の安定供給を図るための経営安定対策の充実

② チーズ

◆ 国内の需給等の状況



◇ 道内の乳用牛飼養戸数	6,490戸
◇ 道内のチーズ工房数	146工房

《出典》

国内生産量：農林水産省「チーズの需給表」(H27)
輸入量：財務省「貿易統計」(H27)
飼養戸数：農林水産省「畜産統計」(H28)
チーズ工房数：北海道農政部調べ

◆ 今回の合意内容

- ソフト系チーズは、横断的な関税割当とし、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。
 - ・ 枠数量：20,000トン → 31,000トン[16年目]
 - ・ 枠内税率(段階的撤廃)：22.4%～40.0%[現行] → 0%[16年目]
 - EUからのソフト系チーズの輸入量
H24～H26平均：17,000トン、H28：21,000トン
- ハード系チーズは、関税を段階的に撤廃。
 - ・ 関税：26.3%～29.8%[現行] → 0%[16年目] [長期の撤廃期間を確保]
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合わせ無税の関税割当制度は維持。
 - ・ 国産品の使用を条件に無税輸入(国産品：輸入品 = 1：2.5)

◆ 想定される影響

- ソフト系チーズについて、枠数量は国内消費の動向を考慮して設定されているものの、高品質で低価格なチーズの輸入も増加すると考えられることから、それらと競合する道内農家チーズや工房チーズ等への影響が懸念。
- ハード系チーズについて、国産ハード系の大部分は抱合せ制度の下、プロセス原料に仕向けられており、抱合せ制度は維持されているものの、関税の段階的削減に伴い、そのメリットが消失した後のプロセス原料用の輸入増が懸念。

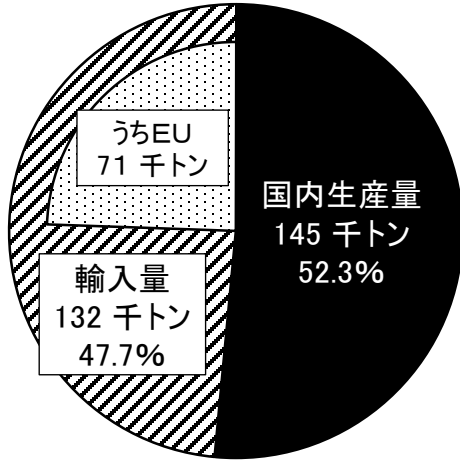
〔※ 北海道産チーズは、国産のほぼ全量(98%)を占めており、近年消費量の増加と相まって工房数が増加〕

◆ 必要とする主な対策例

- 国産乳製品が確実に再生産可能となるような万全の体質強化対策の充実
- 国産乳製品の安定供給を図るための経営安定対策の充実
- 国産チーズの競争力強化のための原料面・製造面での対策の充実
- 国産チーズの消費拡大対策の推進

(3) パスタ

◆ 国内の需給等の状況



◇ 道内の洋風めん製造業者数 11社

《出典》

国内生産量：(一社)日本パスタ協会調べ(H27)

輸入量：財務省「貿易統計」(H27)

製造業者数：経済産業省「工業統計」(H26)

◆ 今回の合意内容

- 関税の段階的撤廃。
 - ・ パスタ：30円/kg[現行] → 0円/kg[11年目]

◆ 想定される影響

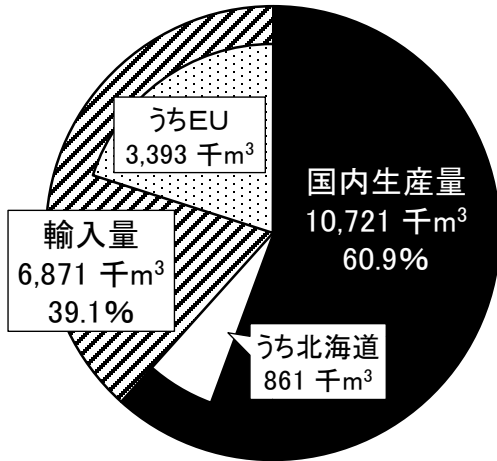
- 道内では元々の製造量が少ないが、全国的にはパスタの輸入量増加により、国産製品と競合することが懸念。

◆ 必要とする主な対策例

- 品質の向上やブランドの浸透、新商品開発等による競争力の強化

(4) 林産物（製材・集成材）

◆ 国内の需給等の状況



◇ 道内の木材加工工場数 217工場

◇ 道内の林業労働者数 4,272人

《出典》

国内生産量：農林水産省「木材需給報告書」(H28) (ほか)

輸入量：財務省「貿易統計」(H28)

工場数：北海道「林業統計」(H27)

労働者数：北海道「林業労働実態調査」(H27)

◆ 今回の合意内容

- 関税の段階的撤廃。
 - ・ SPF製材：4.8%[現行] → 0%[8年目]
 - ・ 構造用集成材：3.9%[現行] → 0%[8年目]

◆ 想定される影響

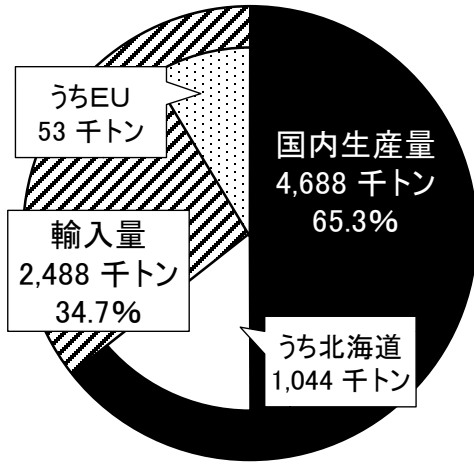
- 安価な輸入製品の流通の拡大により、道産木材・木製品の価格が低下し、木材関係業者への影響が懸念。
(EU製品は、道内の主要樹種であるカラマツ・トドマツ等の製材・集成材と競合)
- 価格の低下に伴い、原料となる丸太の価格も低下し、素材生産業者や森林所有者への影響も懸念。

◆ 必要とする主な対策例

- 道産木材の競争力強化を図るための施策の充実
- 森林整備を低コストで効率的に進め、道産木材を安定的に供給するための施策の充実

(5) 水産物

◆ 国内の需給等の状況



◇ 道内の漁業者数 11,614経営体

《出典》

国内生産量：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(H27)

輸入量：財務省「貿易統計」(H27)

※ 製品重量
経営体数：農林水産省「漁業センサス」(H25)

◆ 今回の合意内容

- 大西洋さけ・ます、まだら、ひらめ・かれい等については、即時関税撤廃。
 - ・ 3.5%～6.0%[現行] → 0%[即時]
- いか類、いわし等については、段階的に関税撤廃。
 - ・ 3.5%～10.0%[現行] → 0%[4～16年目]
- 漁業補助金は禁止補助金の対象外。

◆ 想定される影響

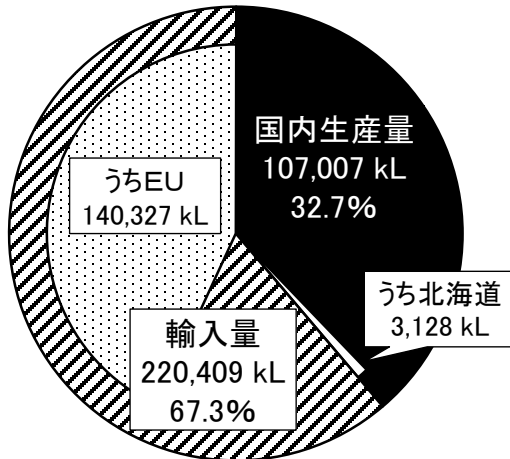
- 安価な輸入品の流通によって、道産水産物の価格低下等が懸念。

◆ 必要とする主な対策例

- 水産業の競争力強化を図るための施策の充実
- 漁港の衛生管理や水産物の安定供給対策の充実

(6) 酒類 (ワイン)

◆ 国内の需給等の状況



◇ 道内のワイナリー数 33か所

《出典》

国内生産量：国税庁「税務統計」(H27)

輸入量：財務省「貿易統計」(H27)

ワイナリー数：北海道経済部調べ(H29年3月)

◆ 今回の合意内容

- 関税の即時撤廃。
 - ・ 15%または125円/リットル[現行] → 0%[即時]

◆ 想定される影響

- 価格に占める関税の割合が大きい低価格ワイン市場への影響が懸念。
- 関税撤廃を機に国内市場におけるEU産ワインのPR活動が加速することが見込まれ、相対的に道産ワインの位置づけが低下する懸念。

◆ 必要とする主な対策例

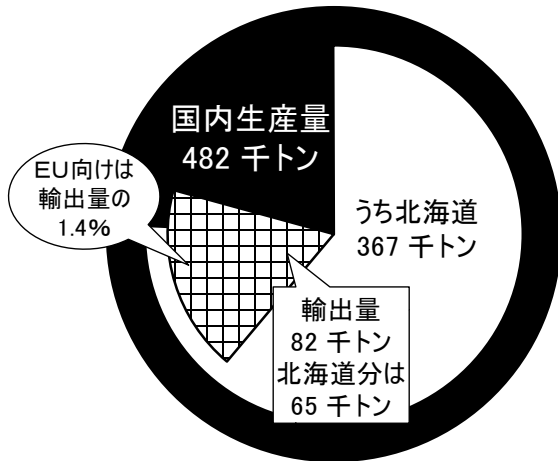
- EU産ワインに負けない道産ワインの品質向上とブランド浸透
- EU産ワインと同様、国際的に通用する道産ワインの地理的表示の早期実現

II EU市場へのアクセス（輸出）

1 農林水産品

（1）水産物（ホタテガイ等）

◆ 国内生産・輸出の状況（ホタテガイ）



◇ 道内のホタテガイ養殖業者数 1,200経営体

《出典》

国内生産量：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」
(H27)

輸 出 量：財務省「貿易統計」(H27)

※ 製品重量

経 営 体 数：農林水産省「漁業センサス」(H25)

◆ 今回の合意内容

- ホタテガイ(冷凍)については、8年目に関税撤廃
 - ・ 8%[現行] → 0%[8年目]
- その他については、即時関税撤廃
 - ・ 無税～26%(なまこ調整品等)[現行] → 0%[即時]

◆ 期待される影響

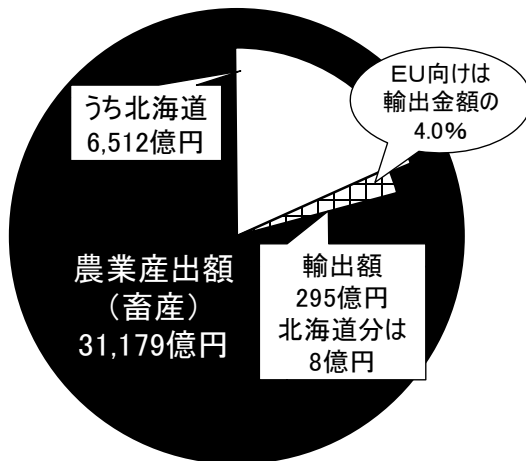
- 関税の削減・撤廃により、輸出の増加が期待。

◆ 必要とする主な対策例

- 輸出の拡大に向けた環境整備の推進
- 水産物の安定生産体制の確立に向けた取組への支援
- 海外での市場調査や販売促進活動などの実施

(2) 畜産物

◆ 国内生産・輸出の状況



◇ 道内の家畜飼養戸数 9,389戸
〔乳用牛:6,490戸、肉用牛:2,600戸、
豚:222戸、採卵鶏:69戸、ブロイラー:8戸の計〕

《出典》
農業産出額(畜産)
：農林水産省「生産農業所得統計」(H27)
輸出額(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳・乳製品)
：財務省「貿易統計」(H28)
飼養戸数：農林水産省「畜産統計」(H28)

◆ 今回の合意内容

○ 関税の撤廃

- ・ 牛肉：12.8%+141.4~304.1ユーロ/100kg[現行] → 0%、0ユーロ[即時]
- ・ 豚肉：46.7~86.9ユーロ/100kg[現行] → 0ユーロ[即時]
- ・ 鶏肉：6.4%、18.7~102.4ユーロ/100kg[現行] → 0ユーロ[即時]
- ・ 鶏卵：16.7~142.3ユーロ/100kg[現行] → 0ユーロ[即時]
- ・ チーズ：139.1~221.2ユーロ/100kg[現行] → 0ユーロ[即時]
- ・ バター：189.6ユーロ/100kg等[現行] → 0ユーロ[即時]
- ・ LL牛乳：22.7ユーロ/100kg[現行] → 0ユーロ[即時]
- ・ 脱脂粉乳：118.8ユーロ/100kg[現行] → 0ユーロ[即時]

※牛肉を除く畜産物は、現在輸出解禁に向け協議中(EU向け)

◆ 期待される影響

○ 関税の撤廃による輸出の取組が期待。

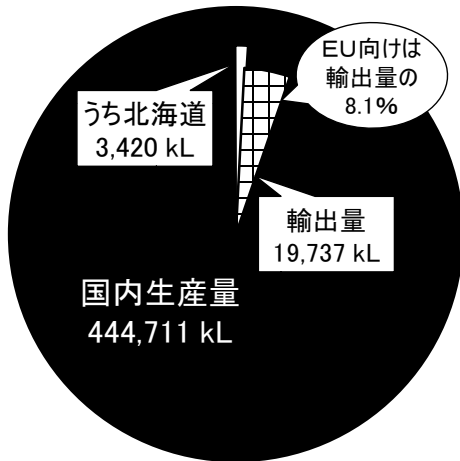
〔※ 関税が撤廃されたものの、EU側の輸入承認リストへの掲載や施設認定などの輸入規制が整理されることが必要。〕

◆ 必要とする主な対策例

- 輸出に必要な畜産物の生産が可能となるような万全の体質強化対策の充実
- 輸出条件の改善や国内環境の整備等の輸出対策の充実

(3) 酒類 (日本酒)

◆ 国内生産・輸出の状況



◇ 道内の清酒製造業者 12社

《出典》

国内生産量：国税庁「税務統計」(H27)

輸出量：財務省「貿易統計」(H28)

製造業者数：財務省「清酒製造業の概況」(H26)

◆ 今回の合意内容

○ 関税の即時撤廃。

・ 製品容量2リットル未満：7.7ユーロ/100リットル[現行]

→ 0ユーロ/リットル[即時]

・ 製品容量2リットル以上：5.76ユーロ/100リットル[現行]

→ 0ユーロ/リットル[即時]

◆ 期待される影響

○ 関税の撤廃による輸出の取組が期待。

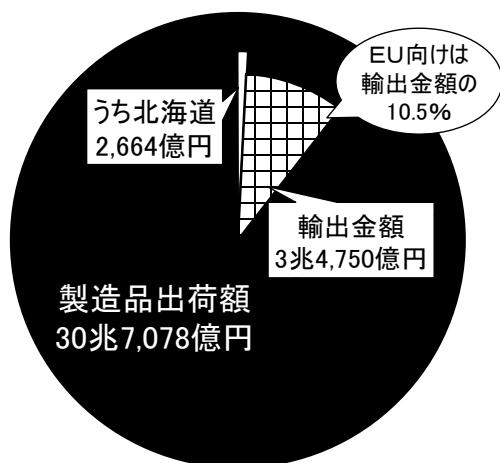
◆ 必要とする主な対策例

○ 輸出促進に向けた環境の整備等の輸出対策の充実

2 工業製品

(1) 自動車部品

◆ 国内生産・輸出の状況



◇ 道内の事業所数 31社
(自動車部分品・附属品製造業)

《出典》

製造品出荷額(自動車部分品・附属品製造業) :
経済産業省「工業統計」(H26)
輸出金額(自動車の部分品) :
財務省「貿易統計」(H26)
事業所数(自動車部分品・附属品製造業) :
経済産業省「工業統計」(H26)

◆ 今回の合意内容

- 貿易額ベースの9割以上が即時撤廃。

＜現行の関税率＞

- ・ ギヤボックス : 3.0%~4.5%
- ・ 乗用車タイヤ : 4.5%
- ・ エンジン関連部品 : 2.7% 等

- TPPにおける米国の譲許内容及び韓国EU・FTAにおける欧州の譲許内容を上回る高い水準。

＜自動車部品の即時撤廃率＞

- ・ 日EU : 品目数 … 91.5%、輸出額 … 92.1%
- ・ TPP : 品目数 … 87.4%、輸出額 … 81.3%
- ・ 韓EU : 品目数 … 92.7%、輸出額 … 90.2%

◆ 期待される影響

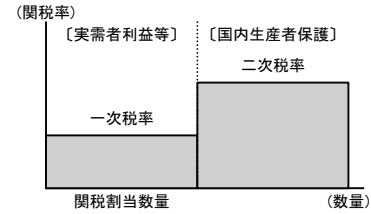
- 関税の撤廃による輸出拡大の可能性が期待。

〔※ EUとの直接・間接の取引がなく、影響は「ほぼない」「わからない」とする企業が多い。〕

<用語解説>

◎ 関税割当制度

一定の輸入数量（関税割当数量）に限り、無税又は低税率（枠内税率）を適用し、この数量を超える輸入分については、高税率（枠外税率）を適用する仕組み。



◎ 関税の形態について

関税の形態は輸入品の価格に応じて課される従価税、輸入品の数量等に応じて課される従量税の他にこの2つを組み合わせた複合税や選択税、輸入される時期に応じて適用される税率が変わる季節関税等がある。

◎ 国家貿易

国又は国によって特別の権利を与えられた機関（国家貿易企業）が輸出入を行う制度。わが国では農林水産省による米・小麦の輸入、農畜産業振興事業団による指定乳製品の輸入などが当たる。

◎ 国境措置

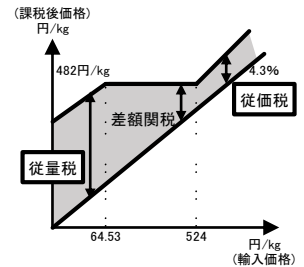
輸出入の際に講じられる関税等の措置のこと。

◎ 市場アクセス

ある国の国内市場への産品・サービスの市場参入の権利・機会の方法。

◎ 差額関税制度

輸入品の価格が低いときには、基準輸入価格に満たない部分を関税で徴収し（従量税）、価格が高い時には、低率な従価税を適用することにより、関税の負担を軽減し、消費者の利益を図る制度。



◎ 従価税、従量税

従価税は金額に対して一定の関税を課し、従量税は数量に対して一定の関税（例：1 kgあたり〇〇円）を課す。従価税は価格に応じて関税額が変化する一方、従量税は価格に関わらず関税額は一定。

◎ 重要品目（センシティブ品目）

各国にとって特別な取扱いが必要な品目は重要品目として、一般品目とは異なる方式（比較的小幅な関税削減と関税割当約束の組合せ）で、市場アクセスの改善を図ることとされた。重要品目以外の品目は、一般品目と呼ばれる。

◎ セーフガード（Safe-guard）

特定品目の貨物の輸入の急増が、国内産業に重大な損害を与えていることが認められ、かつ、国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を回避するための関税の賦課又は輸入数量制限を行うもの。

◎ 抱き合わせ制度

関税割当制度の中で国内産品の引き取りを条件に輸入品の関税を無税又は低税率にする制度。需要者がこの制度を利用するか、通常関税（2次税率）を支払って輸入するかは自由。